

〔介護予防〕福祉用具貸与 〔特定(介護予防)〕福祉用具販売 重要事項説明書

この重要事項説明書は、利用者が〔介護予防〕福祉用具貸与サービスまたは特定(介護予防)福祉用具販売サービスを受けるときに、事業者が厚生省令第37号第8条に基づき、利用者やその家族に対して説明すべき重要事項を記した書面です。

1. 事業法人の概要

法 所 代 設 事 資	人 在 表 立 業 本	名 地 者 日 所 金	ソネット株式会社 群馬県前橋市大友町2-6-1 樋口 朋幸 昭和51年1月19日 福祉用具貸与 8カ所 福祉用具販売 8カ所 2,000万円
----------------------------	----------------------------	----------------------------	--

2. 事業所の概要

事 所 電 事 管 サ サ	業 在 話 業 理 服 務	所 地 番 号 番 者 始 域	名 地 号 号 名 日 群馬県
---------------------------------	---------------------------------	--------------------------------------	-----------------------------------

3. 事業の目的と運営方針

- (1) 事業の目的
当事者は、指定(介護予防)福祉用具貸与事業または特定(介護予防)福祉用具販売事業の適正な運営を確保するために、当事業所の専門相談員が、要介護(要支援)状態にある高齢者に対し、適正な指定(介護予防)福祉用具貸与サービスまたは特定(介護予防)福祉用具販売サービスを提供することを目的とします。
- (2) 運営方針
①当事者は、ご利用者の意思及び人格を尊重して、常にご利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
②当事者の専門相談員は、ご利用者の心身の状況、希望及びその環境を踏まえた適切な福祉用具選定の援助を行い、福祉用具を貸与または販売することによってご利用者の日常生活の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、ご利用者を介護される方の負担軽減に努めます。
③当事者は、事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村・他の居宅サービス事業者・その他の保険医療サービス及び、福祉サービスを提供する者との連携に努めます。
④当事者は、ご利用者、及びご家族の個人情報に関し、別に定める『個人情報保護方針』に基づき、その保護に万全を期します。

4. 事業所の職員体制(令和5年9月1日現在)

(1) 職種と人数	①管 理 者	1名(常勤職員)
	②福 社 用 具 専 門 相 談 員 福社用具専門相談員講習会修了者	3名以上

- (2) 職務の内容
①管理者
事業所の職員の管理、業務実施状況の把握、〔介護予防〕福祉用具サービス契約申込みに係るご利用者との調整、その他一切の管理を一元的に行うとともに、職員に対して基本方針、人員・設備・運営に関する基準を遵守させるために必要な指導等を行う者をいいます。
②専門相談員
厚生省令第37号第194条に定められる〔介護予防〕福祉用具貸与サービスまたは特定(介護予防)福祉用具販売サービスの提供に当たる者をいいます。

5. 営業日及び営業時間

- (1) 営業日 月曜日～日曜日
- (2) 営業時間 午前9時～午後6時

6. 事故発生時の対応

- (1) 利用者に対するサービス提供に伴い事故等が発生した場合は、関係先に連絡するとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 利用者に対するサービス提供に伴い賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償責任を負うとともに、再発防止に努めます。
(東京海上日動火災 賠償責任保険に加入しております。)

7. 情報開示

当事業者はご利用者の皆様のお求めに従って、お客様ご自身に関する情報(ご利用者記録、サービス提供記録、その他)を開示しております。ただし、ご本人あるいは身元引受人でない方(他のご家族様等)からのご請求につきましては、書面にてご本人様のご了解を得てからになります。あらかじめご了承ください。

8. サービスに関する緊急連絡先・相談・苦情等

(1) 当事業所の窓口

担当者: 河端 祐治
電話番号: 0120-15-4165(フリーダイヤル)
受付時間: 午前9時～午後6時(月～金曜日)

(2) 当事業所以外の窓口

名称: 群馬県国民健康保険団体連合会
所在地: 〒371-0846 群馬県前橋市元総社町335-8
電話番号: 027-290-1323
受付時間: 午前8時30分～午後5時(土・日・祝日を除く)
※上記及び各保険者介護保険窓口

9. 虐待の防止のための措置に関する事項

当事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じます。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を開催します。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備します。
- (3) 虐待の防止のための従業者に対する研修を実施します。
- (4) 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を置きます。

当事業者は、指定福祉用具貸与等または指定特定福祉用具販売等の提供中に従業者又は養護者(利用者様の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者様を発見した場合は、速やかに市町村へ通報するものとします。

〔介護予防〕福祉用具貸与

1. 指定福祉用具貸与サービス種目

- | | |
|-------------|------------------------|
| (1) 車いす | (8) スロープ |
| (2) 車いす付属品 | (9) 歩行器 |
| (3) 特殊寝台 | (10) 歩行補助杖 |
| (4) 特殊寝台付属品 | (11) 認知症老人徘徊感知器 |
| (5) 床ずれ防止用具 | (12) 移動用リフト(つり具の部分を除く) |
| (6) 体位変換器 | (13) 自動排泄処理装置 |
| (7) 手すり | |

※軽度の方は(7)、(8)、(9)、(10)のみ、(13)については要介護4以上の方のみ貸与可能。但し、特例の場合はその限りではない。

2. 利用料金

- (1) 利用料金は別紙『ソネット介護保険対応福祉用具貸与サービス料金表』のとおりで、1ヶ月の利用料です。
- (2) 貸与開始月と終了月の利用料金

- ①開始月
・契約日がその月の15日以前: 1ヶ月分
・契約日がその月の16日以後: 半月分
- ②終了月
・解約日がその月の15日以前: 半月分
・解約日がその月の16日以後: 1ヶ月分

- (3) 介護保険が適用される場合、ご自身でお支払いいただくのは利用者負担金(利用料金の1割、2割または3割)です。
- (4) 一般でのご利用の場合や、介護保険が適用されない期間、または介護保険適用外となつた場合は、利用料金の全額(全額自己負担金)をお支払いいただきます。
- (5) 通常の事業実施地域以外での交通費、あるいは搬入・搬出に特別な作業が必要な場合は、ご利用者と相談の上、別途費用を請求することがあります。

- (6) 支払い方法
利用者負担金、または全額自己負担金は、開始月の翌月以降、所定の方法でお支払いいただきます。

3. サービスの利用方法

- (1) サービスの利用開始
電話、FAX、ご来店等でお申し込みください。当事業所の職員が対応いたします。搬入日はご希望に応じてありますのでご相談下さい。納品、ご契約後、サービスの開始となります。居宅サービス計画(ケアプラン)の作成を依頼されている場合は事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの終了

- ①ご利用者の都合により終了する場合は、1週間前までに文書で通知して下さい。搬出日時はご希望に応じておりますのでご相談下さい。但し、やむを得ない事情がある場合はこの限りではありません。
- ②やむを得ない事情により事業者から終了する場合は、1ヶ月前までに文書により通知します。

(3) 自動終了

以下の場合は双方の通知がなくても自動的にサービスが終了されます。

- (1) ご利用者の死亡、または介護保険被保険者資格の喪失
- (2) ご利用者の介護保険・医療施設等への入所、または入院
- (3) ご利用者の要介護・要支援認定の取り消し
- (4) 貸与商品のご利用者による購入
- (5) 天災地変、その他不可抗力による貸与商品の滅失、または修理不能の毀損
- ④その他
(1) 当事業者が義務に違反し、またはサービス利用を継続したい事情がある場合は、上記(2)の①に準じます。
(2) ご利用による支払いの2ヶ月以上の滞納、または相当期間による催告に反する不払い、あるいは、義務に違反し、またはサービス提供を継続しがたい事情がある場合、事業者は通知により終了することができます。
- (3) サービス提供時の事業者の義務
当事業者はサービス提供時の納品の際には、ご利用者、またはご家族等に対し、取扱説明書(または写し)を交付し、使用方法につき利用を伴い説明するとともに、保守及び事故防止対策について説明し、ご利用者、またはご家族の了承を得るものとします。

特定(介護予防)福祉用具販売

1. 指定特定福祉用具販売サービス種目

- | | |
|---------------------|-------------------|
| (1) 腰掛便座 | (4) 簡易浴槽 |
| (2) 自動排泄処理装置の交換可能部品 | (5) 移動用リフトのつり具の部分 |
| (3) 入浴補助用具 | (6) 排泄予測支援機器 |

2. サービスの利用方法

- (1) サービス提供時の事業者の義務
搬入・搬出日時はご希望に応じておりますのでご相談ください。納品の際には、ご利用者、またはご家族等に対し、使用方法の説明をするとともに、事故防止策について説明し、ご利用者、またはご家族の了承を得るものとします。

年 月 日

(介護予防) 福祉用具貸与サービスまたは特定(介護予防)福祉用具販売サービス提供開始にあたり、ご利用者に対して商品の取扱い、事故防止の説明、取扱説明書の手交、契約書、及び本書面に基づき重要な事項を説明しました。

事業者 所在地 群馬県前橋市大友町2-6-1
社名 ソネット株式会社

説明者 氏名

印

私は、商品の取扱い、事故防止の説明、取扱説明書の手交、契約書、及び本書面に基づき重要な事項の説明を受け同意致しました。また、個人情報の取扱いについて同意致しました。

(利用者)

住所 _____

氏名 _____

印

(家族代表/代理人)

住所 _____

氏名 _____

印 [続柄]

当社は、該当重要説明書に記載された個人情報(氏名、住所、その他)につきましては、連絡のため利用させていただきますが、ご契約いただいた福祉用具貸与・販売サービスの手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。

個人情報の取り扱いに関する同意書

ソネット株式会社 御中

契約者（契約者、代理人等を含む。以下同じ）は、貴社にレンタル契約、販売契約を申し込みするにあたり、貴社が取得する契約者及びその家族の個人情報が、下記の各条項のとおり取扱われることを理解し、その取扱いについて同意いたします。

第1条 個人情報の利用目的

ソネット株式会社(以下「当社」という。)は、契約者が当社との契約にあたり所定の契約書、申込書及びそれに付随する書類等に記入または申告した契約者及びその家族の個人情報を、下記の利用目的達成に必要な範囲内で適正に利用いたします。

- (1) 契約者に介護サービスを提供するため
- (2) 介護保険事務処理のため
- (3) 契約者との取引に関する下記事務を行うため
 - ① 入退院・入退所の管理
 - ② 会計・経理
 - ③ サービス及び業務の維持または改善のための資料
 - ④ 事故報告書、その他の連絡のため
- (4) 契約者にサービスを提供する他の事業所との連携（サービス担当者会議等）、照会に対する回答のため
- (5) 契約者ご本人または代理人であることを確認するため
- (6) 取引にかかる判断または管理のため
- (7) 取扱商品についての通知（新商品、価格変更、取扱い廃止等）及びこれに関連・付随する業務のため
- (8) その他、取引を適切かつ円滑に推進するため

第2条 個人情報の提供および預託

契約者から収集した個人情報は、下記の場合を除き第三者への提供及び外部への預託は行いません。

- (1) 各種法令の規定により提出を求められ、またはそれに準ずる公共の利益のため必要がある場合で公共機関等に提供する場合
- (2) 第1条に定める利用目的達成のため必要である場合

第3条 個人情報の開示、訂正、削除

当社は、契約者から個人データの開示、訂正、削除等及び利用、提供の停止等の請求を受付致します。ご請求を希望の場合は第4条に定める連絡先へお申し出下さい。

なお、本手続きにあたっては、契約者ご本人であることを確認させていただきます。また、当該ご請求のうち開示の場合は、当社所定の手数料をご負担いただきます。

第4条 個人情報の管理者及び連絡先

当社における個人情報の管理者及び個人情報の開示、訂正、削除等に関する連絡先を次の通り定めます。

- ・個人情報管理者 取締役社長 持田 陽一
- ・連絡先 ソネット株式会社 レンタル事業部
電話 027-251-4410
住所 群馬県前橋市大友町2-6-1

第5条 個人情報収集の拒否及び不同意

契約にあたり当社が個人情報を収集することを契約者が拒否する場合、及び本同意書に同意されない場合、または契約後において契約者が個人情報の削除・利用の停止等を行った場合は、契約をお断りすることがあります。

〔介護予防〕福祉用具貸与 特定〔介護予防〕福祉用具販売 重要事項説明書

この重要事項説明書は、利用者が〔介護予防〕福祉用具貸与サービスまたは特定〔介護予防〕福祉用具販売サービスを受けるときに、事業者が厚生省令第37号第8条に基づき、利用者やその家族に対して説明すべき重要事項を記した書面です。

1. 事業法人の概要

法 人 名	ソネット株式会社
所 在 地	群馬県前橋市大友町2-6-1
代 表 者	樋口 邦幸
設 立 年 数	昭和51年1月19日
事 業 所 数	福祉用具貸与 8カ所 福祉用具販売 8カ所
資 本 金	2,000万円

2. 事業所の概要

事 業 所 名	ソネット太田
所 在 地	群馬県太田市龍舞町1685-1
電 話 番 号	0276-60-1135
事 業 所 番 号	1070501463
管 理 者 名	中里 雅也
サ ー ビ ス 提 供 開 始	平成19年3月1日
サ ー ビ ス 実 施 地 域	群馬県、埼玉県、栃木県

3. 事業の目的と運営方針

(1) 事業の目的

当事業者は、指定〔介護予防〕福祉用具貸与事業または特定〔介護予防〕福祉用具販売事業の適正な運営を確保するために、当事業所の福祉用具専門相談員が、要介護(要支援)状態にある高齢者に対し、適正な指定〔介護予防〕福祉用具貸与サービスまたは特定〔介護予防〕福祉用具販売サービスを提供することを目的とします。

(2) 運営方針

- ①当事業者は、ご利用者の意思及び人格を尊重して、常にご利用者の立場に立つたサービスの提供に努めます。
- ②当事業者の福祉用具専門相談員は、ご利用者の心身の状況、希望及びその環境を踏まえた適切な福祉用具選定の援助を行い、福祉用具を貸与または販売することによってご利用者の日常生活の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、ご利用者を介護される方の負担軽減に努めます。
- ③当事業者は、事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村・他の居宅サービス事業者・その他の保険医療サービス及び、福祉サービスを提供する者との連携に努めます。
- ④当事業者は、ご利用者、及びご家族の個人情報に関し、別に定める『個人情報保護方針』に基づき、その保護に万全を期します。

4. 事業所の職員体制<令和6年2月1日現在>

(1) 職種と人数

- ①管 理 者 1名（常勤、福祉用具専門相談員兼務）
- ②福 祉 用 具 専 門 相 談 員 福祉用具専門相談員講習会修了者 12名（常勤専従11名、管理者兼務1名）

(2) 職務の内容

- ①管理者 事業所の職員の管理、業務実施状況の把握、〔介護予防〕福祉用具サービス契約申込みに係るご利用者との調整、その他一切の管理を一元的に行うとともに、職員に対して基本方針、人員・設備・運営に関する基準を遵守させるために必要な指導等を行う者をいいます。
- ②福祉用具専門相談員 厚生省令第37号第194条に定められる〔介護予防〕福祉用具貸与サービスまたは特定〔介護予防〕福祉用具販売サービスの提供に当たる者をいいます。

5. 営業日及び営業時間

- (1) 営 業 日 月曜日～日曜日
- (2) 営 業 時 間 午前9時～午後6時（月～土曜日、祝日を除く）
午前9時～午後5時30分（日曜、祝日）

6. 事故発生時の対応

- (1) 利用者に対するサービス提供に伴い事故等が発生した場合は、関係先に連絡するとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 利用者に対するサービス提供に伴い賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償責任を負うとともに、再発防止に努めます。
(東京海上日動火災 賠償責任保険に加入しております。)

7. 情報開示

当事業者はご利用者の皆様のお求めに従って、お客様ご自身に関する情報（ご利用者記録、サービス提供記録、その他）を開示しております。ただし、ご本人あるいは身元引受人でない方（他のご家族様等）からのご請求につきましては、書面にてご本人様のご了解を得てからになります。あらかじめご了承ください。

8. サービスに関する緊急連絡先・相談・苦情等

(1) 当事業所の窓口

担当者：中里 雅也
電話番号：0120-15-4165（フリーダイヤル）
受付時間：午前9時～午後6時（月～金曜日）

(2) 当事業所以外の窓口

名称：群馬県国民健康保険団体連合会
所在地：〒371-0846 群馬県前橋市元総社町335-8
電話番号：027-290-1323
受付時間：午前8時30分～午後5時（土・日・祝日を除く）
※上記及び各保険者介護保険窓口

9. 虐待の防止のための措置に関する事項

当事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じます。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を開催します。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備します。
- (3) 虐待の防止のための従業者に対する研修を実施します。
- (4) 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を置きます。

当事業者は、指定福祉用具貸与等または指定特定福祉用具販売等の提供中に従業者又は養護者（利用者様の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者様を発見した場合は、速やかに市町村へ通報するものとします。

□ (介護予防) 福祉用具貸与

1. 指定福祉用具貸与サービス種目

- (1) 車いす (8) スロープ
- (2) 車いす付属品 (9) 歩行器
- (3) 特殊寝台 (10) 歩行補助杖
- (4) 特殊寝台付属品 (11) 認知症老人徘徊感知器
- (5) 床ずれ防止用具 (12) 移動用リフト（つり具の部分を除く）
- (6) 体位変換器 (13) 自動排泄処理装置
- (7) 手すり

※軽度の方は(7)、(8)、(9)、(10)のみ、(13)については要介護4以上の方のみ貸与可能。但し、特例の場合はその限りではない。

2. 利用料金

(1) 利用料金は別紙『ソネット介護保険対応福祉用具貸与サービス料金表』のとおりで、1ヶ月の利用料です。

(2) 貸与開始月と終了月の利用料金

- ①開始月 ・契約日がその月の15日以前：1ヶ月分
・契約日がその月の16日以降：半月分
- ②終了月 ・解約日がその月の15日以前：半月分
・解約日がその月の16日以降：1ヶ月分

(3) 介護保険が適用される場合、ご自身でお支払いいただくのは利用者負担金（利用料金の1割、2割または3割）です。

(4) 一般でのご利用の場合や、介護保険が適用されない期間、または介護保険適用外となった場合は、利用料金の全額（全額自己負担金）をお支払いいただきます。

(5) 通常の事業実施地域以外での交通費、あるいは搬入・搬出に特別な作業が必要な場合は、ご利用者と相談の上、別途費用を請求することがあります。

(6) 支払い方法

利用者負担金、または全額自己負担金は、開始月の翌月以降、所定の方法でお支払いいただきます。

3. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

電話、FAX、ご来店等でお申し込みください。当事業所の職員が対応いたします。搬入日はご希望に応じてありますのでご相談下さい。納品、ご契約後、サービスの開始となります。居宅サービス計画（ケアプラン）の作成を依頼されている場合は事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの終了

- ①ご利用者の都合により終了する場合は、1週間前までに文書で通知して下さい。搬出日時はご希望に応じておりますのでご相談下さい。但し、やむを得ない事情がある場合はこの限りではありません。
- ②やむを得ない事情により事業者から終了する場合は、1ヶ月前までに文書により通知します。
- ③自動終了

以下の場合は双方の通知がなくても自動的にサービスが終了されます。
(1) ご利用者の死亡、または介護保険被保険者資格の喪失
(2) ご利用者の介護保険・医療施設等への入所、または入院
(3) ご利用者の要介護・要支援認定の取り消し
(4) 貸与商品のご利用者による購入
(5) 天災地変、その他不可抗力による貸与商品の滅失、または修理不能の毀損

④その他

- (1) 当事業者が義務に違反し、またはサービス利用を継続したい事情がある場合は、上記(2)の①に準じます。
- (2) ご利用による支払いの2ヶ月以上の滞納、または相当期間による催告に反する不払い、あるいは、義務に違反し、またはサービス提供を継続しがたい事情がある場合、事業者は通知により終了することができます。
- (3) サービス提供時の事業者の義務
当事業者はサービス提供時の納品の際には、ご利用者、またはご家族等に対し、取扱説明書（または写し）を交付し、使用方法につき利用を伴い説明するとともに、保守及び事故防止対策について説明し、ご利用者、またはご家族の了承を得るものとします。

□ 特定〔介護予防〕福祉用具販売

1. 指定特定福祉用具販売サービス種目

- (1) 腰掛便座 (4) 簡易浴槽
- (2) 自動排泄処理装置の交換可能部品 (5) 移動用リフトのつり具の部分
- (3) 入浴補助用具 (6) 排泄予測支援機器

2. サービスの利用方法

(1) サービス提供時の事業者の義務

搬入・搬出日時はご希望に応じておりますのでご相談ください。納品の際には、ご利用者、またはご家族等に対し、使用方法の説明をするとともに、事故防止策について説明し、ご利用者、またはご家族の了承を得るものとします。

年 月 日

(介護予防) 福祉用具貸与サービスまたは特定〔介護予防〕福祉用具販売サービス提供開始にあたり、ご利用者に対して商品の取扱い、事故防止の説明、取扱説明書の手交、契約書、及び本書面に基づき重要な事項を説明しました。

事 業 者 所 在 地 群馬県前橋市大友町2-6-1
社 名 ソネット株式会社



説 明 者 氏 名

印

私は、商品の取扱い、事故防止の説明、取扱説明書の手交、契約書、及び本書面に基づき重要な事項の説明を受け同意致しました。また、個人情報の取扱いについて同意致しました。

利 用 者

住 所 _____

氏 名 _____

印

（家族代表／代理人）

住 所 _____

氏 名 _____

印 [続柄]

当社は、該当重要説明書に記載された個人情報（氏名、住所、その他）につきましては、連絡のため利用させていただきますが、ご契約いただいた福祉用具貸与・販売サービスの手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。

個人情報の取り扱いに関する同意書

ソネット株式会社 御中

契約者（契約者、代理人等を含む。以下同じ）は、貴社にレンタル契約、販売契約を申し込みするにあたり、貴社が取得する契約者及びその家族の個人情報が、下記の各条項のとおり取扱われることを理解し、その取扱いについて同意いたします。

第1条 個人情報の利用目的

ソネット株式会社(以下「当社」という。)は、契約者が当社との契約にあたり所定の契約書、申込書及びそれに付随する書類等に記入または申告した契約者及びその家族の個人情報を、下記の利用目的達成に必要な範囲内で適正に利用いたします。

- (1) 契約者に介護サービスを提供するため
- (2) 介護保険事務処理のため
- (3) 契約者との取引に関する下記事務を行うため
 - ① 入退院・入退所の管理
 - ② 会計・経理
 - ③ サービス及び業務の維持または改善のための資料
 - ④ 事故報告書、その他の連絡のため
- (4) 契約者にサービスを提供する他の事業所との連携（サービス担当者会議等）、照会に対する回答のため
- (5) 契約者ご本人または代理人であることを確認するため
- (6) 取引にかかる判断または管理のため
- (7) 取扱商品についての通知（新商品、価格変更、取扱い廃止等）及びこれに関連・付随する業務のため
- (8) その他、取引を適切かつ円滑に推進するため

第2条 個人情報の提供および預託

契約者から収集した個人情報は、下記の場合を除き第三者への提供及び外部への預託は行いません。

- (1) 各種法令の規定により提出を求められ、またはそれに準ずる公共の利益のため必要がある場合で公共機関等に提供する場合
- (2) 第1条に定める利用目的達成のため必要である場合

第3条 個人情報の開示、訂正、削除

当社は、契約者から個人データの開示、訂正、削除等及び利用、提供の停止等の請求を受付致します。ご請求を希望の場合は第4条に定める連絡先へお申し出下さい。

なお、本手続きにあたっては、契約者ご本人であることを確認させていただきます。また、当該ご請求のうち開示の場合は、当社所定の手数料をご負担いただきます。

第4条 個人情報の管理者及び連絡先

当社における個人情報の管理者及び個人情報の開示、訂正、削除等に関する連絡先を次の通り定めます。

- ・個人情報管理者 取締役社長 持田 陽一
- ・連絡先 ソネット株式会社 レンタル事業部
電話 027-251-4410
住所 群馬県前橋市大友町2-6-1

第5条 個人情報収集の拒否及び不同意

契約にあたり当社が個人情報を収集することを契約者が拒否する場合、及び本同意書に同意されない場合、または契約後において契約者が個人情報の削除・利用の停止等を行った場合は、契約をお断りすることがあります。

〔介護予防〕福祉用具貸与 特定〔介護予防〕福祉用具販売 重要事項説明書

この重要事項説明書は、利用者が〔介護予防〕福祉用具貸与サービスまたは特定〔介護予防〕福祉用具販売サービスを受けるときに、事業者が厚生省令第37号第8条に基づき、利用者やその家族に対して説明すべき重要事項を記した書面です。

1. 事業法人の概要

法 人	名	ソネット株式会社
所 在 地		群馬県前橋市大友町2-6-1
代 表 者	樋口 明幸	
設 立 年	昭和51年1月19日	
事 業 所 数	福祉用具貸与	8カ所
	福祉用具販売	8カ所
資 本 金		2,000万円

2. 事業所の概要

事 業 所 名	ソネット
所 在 地	東京都杉並区清水3-27-18
電 話 番 号	03-3394-4165
事 業 所 番 号	1371504638
管 理 者 名	黒田 春樹
サービス提供開始	平成18年11月1日
サービス実施地域	東京都(島部を除く)

3. 事業の目的と運営方針

(1) 事業の目的

当事業者は、指定〔介護予防〕福祉用具貸与事業または特定〔介護予防〕福祉用具販売事業の適正な運営を確保するために、当事業所の福祉用具専門相談員が、要介護(要支援)状態にある高齢者に対し、適正な指定〔介護予防〕福祉用具貸与サービスまたは特定〔介護予防〕福祉用具販売サービスを提供することを目的とします。

(2) 運営方針

- ①当事業者は、ご利用者の意思及び人格を尊重して、常にご利用者の立場に立つたサービスの提供に努めます。
- ②当事業者の福祉用具専門相談員は、ご利用者の心身の状況、希望及びその環境を踏まえた適切な福祉用具選定の援助を行い、福祉用具を貸与または販売することによってご利用者の日常生活の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、ご利用者を介護される方の負担軽減に努めます。
- ③当事業者は、事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村・他の居宅サービス事業者・その他の保険医療サービス及び、福祉サービスを提供する者との連携に努めます。
- ④当事業者は、ご利用者、及びご家族の個人情報に関し、別に定める『個人情報保護方針』に基づき、その保護に万全を期します。

4. 事業所の職員体制<令和5年10月1日現在>

(1) 職種と人数

- ①管 理 者 1名(常勤、福祉用具専門相談員兼務)
- ②福 祉 用 具 専 門 相 談 員 福祉用具専門相談員講習会修了者 3名以上(常勤2名以上、管理者兼務1名)

(2) 職務の内容

- ①管理者 事業所の職員の管理、業務実施状況の把握、(介護予防) 福祉用具サービス契約申込みに係るご利用者との調整、その他一切の管理を一元的に行うとともに、職員に対して基本方針、人員・設備・運営に関する基準を遵守させるために必要な指導等を行う者をいいます。
- ②福祉用具専門相談員 厚生省令第37号第194条に定められる(介護予防) 福祉用具貸与サービスまたは特定(介護予防) 福祉用具販売サービスの提供に当たる者をいいます。

5. 営業日及び営業時間

- (1) 営 業 日 月曜日～日曜日
- (2) 営業時間 午前9時～午後6時

6. 事故発生時の対応

- (1) 利用者に対するサービス提供に伴い事故等が発生した場合は、関係先に連絡するとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 利用者に対するサービス提供に伴い賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償責任を負うとともに、再発防止に努めます。
(東京海上日動火災 賠償責任保険に加入しております。)

7. 情報開示

当事業者はご利用者の皆様のお求めに従って、お客様ご自身に関する情報(ご利用者記録、サービス提供記録、その他)を開示しております。ただし、ご本人あるいは身元引受人でない方(他のご家族様等)からのご請求につきましては、書面にてご本人様のご了解を得てからになります。あらかじめご了承ください。

8. サービスに関する緊急連絡先・相談・苦情等

(1) 当事業所の窓口

担当者: 黒田 春樹
電話番号: 0120-15-4165 (フリーダイヤル)
受付時間: 午前9時～午後6時 (月～金曜日)

(2) 当事業所以外の窓口

名称: 東京都国民健康保険団体連合会
所在地: 〒102-0072 東京都千代田区飯田橋3-5-1
電話番号: 03-6238-0177
受付時間: 午前9時～午後5時 (土・日・祝日を除く)
※上記及び各保険者介護保険窓口

9. 虐待の防止のための措置に関する事項

当事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じます。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を開催します。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備します。
- (3) 虐待の防止のための従業者に対する研修を実施します。
- (4) 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を置きます。

当事業者は、指定福祉用具貸与等または指定特定福祉用具販売等の提供中に従業者又は養護者(利用者様の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者様を発見した場合は、速やかに市町村へ通報するものとします。

□ (介護予防) 福祉用具貸与

1. 指定福祉用具貸与サービス種目

- (1) 車いす (8) スロープ
- (2) 車いす付属品 (9) 歩行器
- (3) 特殊寝台 (10) 歩行補助杖
- (4) 特殊寝台付属品 (11) 認知症老人徘徊感知器
- (5) 床ずれ防止用具 (12) 移動用リフト(つり具の部分を除く)
- (6) 体位変換器 (13) 自動排泄処理装置
- (7) 手すり

※軽度者の方は(7)、(8)、(9)、(10)のみ、(13)については要介護4以上の方のみ貸与可能。但し、特例の場合はその限りではない。

2. 利用料金

(1) 利用料金は別紙『ソネット介護保険対応福祉用具貸与サービス料金表』のとおりで、1ヶ月の利用料です。

(2) 貸与開始月と終了月の利用料金

- ①開始月 ・契約日がその月の15日以前: 1ヶ月分
・契約日がその月の16日以降: 半月分
- ②終了月 ・解約日がその月の15日以前: 半月分
・解約日がその月の16日以降: 1ヶ月分

(3) 介護保険が適用される場合、ご自身でお支払いいただくのは利用者負担金(利用料金の1割、2割または3割)です。

(4) 一般でのご利用の場合や、介護保険が適用されない期間、または介護保険適用外となった場合は、利用料金の全額(全額自己負担金)をお支払いいただきます。

(5) 通常の事業実施地域以外での交通費、あるいは搬入・搬出に特別な作業が必要な場合は、ご利用者と相談の上、別途費用を請求することがあります。

(6) 支払い方法

利用者負担金、または全額自己負担金は、開始月の翌月以降、所定の方法でお支払いいただきます。

3. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

電話、FAX、ご来店等でお申し込みください。当事業所の職員が対応いたします。搬入日はご希望に応じてありますのでご相談下さい。納品、ご契約後、サービスの開始となります。居宅サービス計画(ケアプラン)の作成を依頼されている場合は事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの終了

①ご利用者の都合により終了する場合は、1週間前までに文書で通知して下さい。搬出日時はご希望に応じてありますのでご相談下さい。但し、やむを得ない事情がある場合はこの限りではありません。

②やむを得ない事情により事業者から終了する場合は、1ヶ月前までに文書により通知します。

③自動終了

以下の場合は双方の通知がなくても自動的にサービスが終了されます。

①ご利用者の死亡、または介護保険被保険者資格の喪失

②ご利用者の介護保険・医療施設等への入所、または入院

③ご利用者の要介護・要支援認定の取り消し

④貸与商品のご利用者による購入

⑤天災地変、その他不可抗力による貸与商品の滅失、または修理不能の毀損

⑥その他

⑦当事業者が義務に違反し、またはサービス利用を継続しがたい事情がある場合は、上記(2)の①に準じます。

⑧ご利用者による支払いの2ヶ月以上の滞納、または相当期間による催告に反する不払い、あるいは、義務に違反し、またはサービス提供を継続しがたい事情がある場合、事業者は通知により終了することができます。

(3) サービス提供時の事業者の義務

当事業者はサービス提供時の納品の際には、ご利用者、またはご家族等に対し、取扱説明書(または写し)を交付し、使用方法につき利用を伴い説明するとともに、保守及び事故防止対策について説明し、ご利用者、またはご家族の了承を得るものとします。

□ 特定(介護予防) 福祉用具販売

1. 指定特定福祉用具販売サービス種目

- | | |
|---------------------|------------------|
| (1) 腰掛便座 | (4) 簡易浴槽 |
| (2) 自動排泄処理装置の交換可能部品 | (5) 移動用リフトのつり具の部 |
| (3) 入浴補助用具 | (6) 排泄予測支援機器 |

2. サービスの利用方法

(1) サービス提供時の事業者の義務

搬入・搬出日時はご希望に応じてありますのでご相談下さい。納品の際にはご利用者、またはご家族等に対し、使用方法の説明をするとともに、事故防止策について説明し、ご利用者、またはご家族の了承を得るものとします。

年 月 日

(介護予防) 福祉用具貸与サービスまたは特定(介護予防) 福祉用具販売サービス提供開始にあたり、ご利用者に対して商品の取扱い、事故防止の説明、取扱説明書の手交、契約書、及び本書面に基づき重要な事項を説明しました。

事 業 者 所 在 地 群馬県前橋市大友町2-6-1
社 名 ソネット株式会社



説 明 者 氏 名

印

私は、商品の取扱い、事故防止の説明、取扱説明書の手交、契約書、及び本書面に基づき重要な事項の説明を受け同意致しました。また、個人情報の取扱いについて同意致しました。

(利 用 者)

住 所 _____

氏 名 _____

印

(家族代表/代理人)

住 所 _____

氏 名 _____

印 [続柄]

当社は、該当重要説明書に記載された個人情報(氏名、住所、その他)につきましては、連絡のため利用させていただきますが、ご契約いただいた福祉用具貸与・販売サービスの手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。

個人情報の取り扱いに関する同意書

ソネット株式会社 御中

契約者（契約者、代理人等を含む。以下同じ）は、貴社にレンタル契約、販売契約を申し込みするにあたり、貴社が取得する契約者及びその家族の個人情報が、下記の各条項のとおり取扱われることを理解し、その取扱いについて同意いたします。

第1条 個人情報の利用目的

ソネット株式会社(以下「当社」という。)は、契約者が当社との契約にあたり所定の契約書、申込書及びそれに付随する書類等に記入または申告した契約者及びその家族の個人情報を、下記の利用目的達成に必要な範囲内で適正に利用いたします。

- (1) 契約者に介護サービスを提供するため
- (2) 介護保険事務処理のため
- (3) 契約者との取引に関する下記事務を行うため
 - ① 入退院・入退所の管理
 - ② 会計・経理
 - ③ サービス及び業務の維持または改善のための資料
 - ④ 事故報告書、その他の連絡のため
- (4) 契約者にサービスを提供する他の事業所との連携（サービス担当者会議等）、照会に対する回答のため
- (5) 契約者ご本人または代理人であることを確認するため
- (6) 取引にかかる判断または管理のため
- (7) 取扱商品についての通知（新商品、価格変更、取扱い廃止等）及びこれに関連・付随する業務のため
- (8) その他、取引を適切かつ円滑に推進するため

第2条 個人情報の提供および預託

契約者から収集した個人情報は、下記の場合を除き第三者への提供及び外部への預託は行いません。

- (1) 各種法令の規定により提出を求められ、またはそれに準ずる公共の利益のため必要がある場合で公共機関等に提供する場合
- (2) 第1条に定める利用目的達成のため必要である場合

第3条 個人情報の開示、訂正、削除

当社は、契約者から個人データの開示、訂正、削除等及び利用、提供の停止等の請求を受付致します。ご請求を希望の場合は第4条に定める連絡先へお申し出下さい。

なお、本手続きにあたっては、契約者ご本人であることを確認させていただきます。また、当該ご請求のうち開示の場合は、当社所定の手数料をご負担いただきます。

第4条 個人情報の管理者及び連絡先

当社における個人情報の管理者及び個人情報の開示、訂正、削除等に関する連絡先を次の通り定めます。

- ・個人情報管理者 取締役社長 持田 陽一
- ・連絡先 ソネット株式会社 レンタル事業部
電話 027-251-4410
住所 群馬県前橋市大友町2-6-1

第5条 個人情報収集の拒否及び不同意

契約にあたり当社が個人情報を収集することを契約者が拒否する場合、及び本同意書に同意されない場合、または契約後において契約者が個人情報の削除・利用の停止等を行った場合は、契約をお断りすることがあります。

〔介護予防〕福祉用具貸与 特定〔介護予防〕福祉用具販売 重要事項説明書

この重要事項説明書は、利用者が〔介護予防〕福祉用具貸与サービスまたは特定〔介護予防〕福祉用具販売サービスを受けるときに、事業者が厚生省令第37号第8条に基づき、利用者やその家族に対して説明すべき重要事項を記した書面です。

1. 事業法人の概要

法 人 名 ソネット株式会社
所 在 地 群馬県前橋市大友町2-6-1
代 表 者 樋口 朋幸
設 立 昭和51年1月19日
事 業 所 数 福祉用具貸与 8カ所
資 本 金 2,000万円

2. 事業所の概要

事 業 所 名 ソネット宇都宮
所 在 地 栃木県宇都宮市下栗町2291-4
電 話 番 号 028-666-4165
事 業 所 番 号 0970104824
管 理 者 名 渡邊 真治
サ ー ビ ス 提 供 開 始 平成21年12月1日
サ ー ビ ス 実 施 地 域 栃木県全域

3. 事業の目的と運営方針

(1) 事業の目的

当事業者は、指定〔介護予防〕福祉用具貸与事業または特定〔介護予防〕福祉用具販売事業の適正な運営を確保するために、当事業所の福祉用具専門相談員が、要介護（要支援）状態にある高齢者に対し、適正な指定〔介護予防〕福祉用具貸与サービスまたは特定〔介護予防〕福祉用具販売サービスを提供することを目的とします。

(2) 運営方針

- ①当事業者は、ご利用者の意思及び人格を尊重して、常にご利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- ②当事業者の福祉用具専門相談員は、ご利用者の心身の状況、希望及びその環境を踏まえた適切な福祉用具選定の援助を行い、福祉用具を貸与または販売することによってご利用者の日常生活の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、ご利用者を介護される方の負担軽減に努めます。
- ③当事業者は、事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村・他の居宅サービス事業者・その他の保険医療サービス及び、福祉サービスを提供する者との連携に努めます。
- ④当事業者は、ご利用者、及びご家族の個人情報に関し、別に定める『個人情報保護方針』に基づき、その保護に万全を期します。

4. 事業所の職員体制<令和 年 月 日現在>

(1) 職種と人数
①管 理 者 1名（常勤、福祉用具専門相談員兼務）
②福 礼 用 具 専 門 相 談 員 福祉用具専門相談員講習会修了者 名（常勤、管理者兼務1名）

(2) 職務の内容

- ①管理者
事業所の職員の管理、業務実施状況の把握、〔介護予防〕福祉用具サービス契約申込みに係るご利用者との調整、その他一切の管理を一元的に行うとともに、職員に対して基本方針、人員・設備・運営に関する基準を遵守させるために必要な指導等を行なう者をいいます。
- ②福祉用具専門相談員
厚生省令第37号第194条に定められる〔介護予防〕福祉用具貸与サービスまたは特定〔介護予防〕福祉用具販売サービスの提供に当たる者をいいます。

5. 営業日及び営業時間

- (1) 営 業 日 月曜日～日曜日
- (2) 営業時間 午前9時～午後6時

6. 事故発生時の対応

- (1) 利用者に対するサービス提供に伴い事故等が発生した場合は、関係先に連絡するとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 利用者に対するサービス提供に伴い賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償責任を負うとともに、再発防止に努めます。
(東京海上日動火災 賠償責任保険に加入しております。)

7. 情報開示

当事業者はご利用者の皆様のお求めに従つて、お客様ご自身に関する情報（ご利用者記録、サービス提供記録、その他）を開示しております。ただし、ご本人あるいは身元引受人でない方（他のご家族様等）からのご請求につきましては、書面にてご本人様のご了解を得てからになります。あらかじめご了承ください。

8. サービスに関する緊急連絡先・相談・苦情等

(1) 当事業所の窓口

担当者：渡邊 真治
電話番号：0120-15-4165（フリーダイヤル）・028-666-4165
受付時間：午前9時～午後6時（月～金曜日）

(2) 当事業所以外の窓口

名称：栃木県国民健康保険団体連合会
所在地：〒320-0033 栃木県宇都宮市本町3番9号 栃木県本町合同ビル6F
電話番号：028-643-2220
受付時間：午前8時30分～午後5時（土・日・祝日を除く）

※上記及び各保険者介護保険窓口

9. 虐待の防止のための措置に関する事項

当事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じます。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を開催します。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備します。
- (3) 虐待の防止のための従業者に対する研修を実施します。
- (4) 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を置きます。

当事業者は、指定福祉用具貸与等または指定特定福祉用具販売等の提供中に従業者又は養護者（利用者様の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者様を発見した場合は、速やかに市町村へ通報するものとします。

〔介護予防〕福祉用具貸与

1. 指定福祉用具貸与サービス種目

- (1) 車いす (8) スロープ
- (2) 車いす付属品 (9) 歩行器
- (3) 特殊寝台 (10) 歩行補助杖
- (4) 特殊寝台付属品 (11) 認知症老人徘徊感知器
- (5) 床ずれ防止用具 (12) 移動用リフト（つり具の部分を除く）
- (6) 体位変換器 (13) 自動排泄処理装置
- (7) 手すり

※軽度者の方は(7)、(8)、(9)、(10)のみ、(13)については要介護4以上の方のみ貸与可能。但し、特例の場合はその限りではない。

2. 利用料金

(1) 利用料金は別紙『ソネット介護保険対応福祉用具貸与サービス料金表』のとおりで、1ヶ月の利用料です。

(2) 貸与開始月と終了月の利用料金

- ①開始月 ・契約日がその月の15日以前：1ヶ月分
・契約日がその月の16日以後：半月分
- ②終了月 ・解約日がその月の15日以前：半月分
・解約日がその月の16日以後：1ヶ月分

(3) 介護保険が適用される場合、ご自身でお支払いいただくのは利用者負担金（利用料金の1割、2割または3割）です。

(4) 一般でのご利用の場合や、介護保険が適用されない期間、または介護保険適用外となつた場合は、利用料金の全額（全額自己負担金）をお支払いいただきます。

(5) 通常の事業実施地域以外での交通費、あるいは搬入・搬出に特別な作業が必要な場合は、ご利用者と相談の上、別途費用を請求することがあります。

(6) 支払い方法

利用者負担金、または全額自己負担金は、開始月の翌月以降、所定の方法でお支払いいただきます。

3. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

電話、FAX、ご来店等でお申し込みください。当事業所の職員が対応いたします。搬入日はご希望に応じておりますのでご相談下さい。納品、ご契約後、サービスの開始となります。居宅サービス計画（ケアプラン）の作成を依頼されている場合は事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの終了

①ご利用者の都合により終了する場合は、1週間前までに文書で通知して下さい。搬出日時はご希望に応じておりますのでご相談下さい。但し、やむを得ない事情がある場合はこの限りではありません。

②やむを得ない事情により事業者から終了する場合は、1ヶ月前までに文書により通知します。

(3) 自動終了

以下の場合は双方の通知がなくても自動的にサービスが終了されます。

①ご利用者の死亡、または介護保険被保険者資格の喪失

②ご利用者の介護保険・医療施設等への入所、または入院

③ご利用者の要介護・要支援認定の取り消し

④貸与商品のご利用者による購入

⑤天災地変、その他不可抗力による貸与商品の滅失、または修理不能の毀損

④その他

①当事業者が義務に違反し、またはサービス利用を継続したい事情がある場合は、上記(2)の①に準じます。

②ご利用による支払いの2ヶ月以上の滞納、または相当期間による催告に反する不払い、あるいは、義務に違反し、またはサービス提供を継続しがたい事情がある場合、事業者は通知により終了することができます。

特定〔介護予防〕福祉用具販売

1. 指定特定福祉用具販売サービス種目

- (1) 腰掛便座 (4) 簡易浴槽
- (2) 自動排泄処理装置の交換可能部品 (5) 移動用リフトのつり具の部分
- (3) 入浴補助用具 (6) 排泄予測支援機器

2. サービスの利用方法

(1) サービス提供時の事業者の義務

搬入・搬出日時はご希望に応じておりますのでご相談ください。納品の際には、ご利用者、またはご家族等に対し、使用方法の説明をするとともに、事故防止策について説明し、ご利用者、またはご家族の了承を得るものとします。

年 月 日

〔介護予防〕福祉用具貸与サービスまたは特定〔介護予防〕福祉用具販売サービス提供開始にあたり、ご利用者に対して商品の取扱い、事故防止の説明、取扱説明書の手交、契約書、及び本書面に基づき重要な事項を説明しました。

事 業 者 所 在 地 群馬県前橋市大友町2-6-1
社 名 ソネット株式会社

説 明 者 氏 名



印

私は、商品の取扱い、事故防止の説明、取扱説明書の手交、契約書、及び本書面に基づき重要な事項の説明を受け同意致しました。また、個人情報の取扱いについて同意致しました。

利 用 者

住 所 _____

氏 名 _____

印

代 理 人

住 所 _____

氏 名 _____

印

[統柄]

当社は、該当重要説明書に記載された個人情報（氏名、住所、その他）につきましては、連絡のため利用させていただきますが、ご契約いただいた福祉用具貸与・販売サービスの手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。

個人情報の取り扱いに関する同意書

ソネット株式会社 御中

契約者（契約者、代理人等を含む。以下同じ）は、貴社にレンタル契約、販売契約を申し込みするにあたり、貴社が取得する契約者の個人情報が、下記の各条項のとおり取扱われることを理解し、その取扱いについて同意いたします。

第1条 個人情報の利用目的

ソネット株式会社(以下「当社」という。)は、契約者が当社との契約にあたり所定の契約書、申込書及びそれに付随する書類等に記入または申告した契約者の個人情報を、下記の利用目的達成に必要な範囲内で適正に利用いたします。

- (1) 契約者に介護サービスを提供するため
- (2) 介護保険事務処理のため
- (3) 契約者との取引に関する下記事務を行うため
 - ① 入退院・入退所の管理
 - ② 会計・経理
 - ③ サービス及び業務の維持または改善のための資料
 - ④ 事故報告書、その他の連絡のため
- (4) 契約者にサービスを提供する他の事業所との連携（サービス担当者会議等）、照会に対する回答のため
- (5) 契約者ご本人または代理人であることを確認するため
- (6) 取引にかかる判断または管理のため
- (7) 取扱商品についての通知（新商品、価格変更、取扱い廃止等）及びこれに関連・付随する業務のため
- (8) その他、取引を適切かつ円滑に推進するため

第2条 個人情報の提供および預託

契約者から収集した個人情報は、下記の場合を除き第三者への提供及び外部への預託は行いません。

- (1) 各種法令の規定により提出を求められ、またはそれに準ずる公共の利益のため必要がある場合で公共機関等に提供する場合
- (2) 第1条に定める利用目的達成のため必要である場合

第3条 個人情報の開示、訂正、削除

当社は、契約者から個人データの開示、訂正、削除等及び利用、提供の停止等の請求を受付致します。ご請求を希望の場合は第4条に定める連絡先へお申し出下さい。

なお、本手続きにあたっては、契約者ご本人であることを確認させていただきます。また、当該ご請求のうち開示の場合は、当社所定の手数料をご負担いただきます。

第4条 個人情報の管理者及び連絡先

当社における個人情報の管理者及び個人情報の開示、訂正、削除等に関する連絡先を次の通り定めます。

- ・個人情報管理者 取締役社長 持田 陽一
- ・連絡先 ソネット株式会社 レンタル事業部
電話 027-251-4410
住所 群馬県前橋市大友町2-6-1

第5条 個人情報収集の拒否及び不同意

契約にあたり当社が個人情報を収集することを契約者が拒否する場合、及び本同意書に同意されない場合、または契約後において契約者が個人情報の削除・利用の停止等を行った場合は、契約をお断りすることがあります。

□(介護予防)福祉用具貸与 □特定(介護予防)福祉用具販売 重要事項説明書

この重要事項説明書は、利用者が(介護予防)福祉用具貸与サービスまたは特定(介護予防)福祉用具販売サービスを受けるときに、事業者が厚生省令第37号第8条に基づき、利用者やその家族に対して説明すべき重要事項を記した書面です。

1. 事業法人の概要

法 人 名	ソネット株式会社
所 在 地	群馬県前橋市大友町2-6-1
代 表 者	樋口 朋幸
設 立 年	昭和51年1月19日
事 業 所 数	福祉用具貸与 8カ所 福祉用具販売 8カ所
資 本 金	2,000万円

2. 事業所の概要

事 業 所 名	ソネット
所 在 地	埼玉県入間市上藤沢985-3
電 話 番 号	04-2901-4165
事 業 所 番 号	1172801043
管 理 者 名	澤山 洋二
サービス提供開始	平成23年5月1日
サービス実施地域	埼玉県全域

3. 事業の目的と運営方針

(1) 事業の目的

当事業者は、指定(介護予防)福祉用具貸与事業または特定(介護予防)福祉用具販売事業の適正な運営を確保するために、当事業所の福祉用具専門相談員が、要介護(要支援)状態にある高齢者に対し、適正な指定(介護予防)福祉用具貸与サービスまたは特定(介護予防)福祉用具販売サービスを提供することを目的とします。

(2) 運営方針

- ①当事業者は、ご利用者の意思及び人格を尊重して、常にご利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- ②当事業者の福祉用具専門相談員は、ご利用者の心身の状況、希望及びその環境を踏まえた適切な福祉用具選定の援助を行い、福祉用具を貸与または販売することによってご利用者の日常生活の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、ご利用者を介護される方の負担軽減に努めます。
- ③当事業者は、事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村・他の居宅サービス事業者・その他の保険医療サービス及び、福祉サービスを提供する者との連携に努めます。
- ④当事業者は、ご利用者、及びご家族の個人情報に関し、別に定める『個人情報保護方針』に基づき、その保護に万全を期します。

4. 事業所の職員体制<令和5年4月1日現在>

(1) 職種と人数	
①管 理 者	1名(常勤、福祉用具専門相談員兼務)
②福 祉 用 具 専 門 相 談 員	

福祉用具専門相談員講習会修了者 9名(常勤8名、管理者兼務1名)

(2) 職務の内容

- ①管理者
事業所の職員の管理、業務実施状況の把握、(介護予防)福祉用具サービス契約申込みに係るご利用者との調整、その他一切の管理を一元的に行うとともに、職員に対して基本方針、人員・設備・運営に関する基準を遵守させるために必要な指導等を行う者をいいます。
- ②福祉用具専門相談員
厚生省令第37号第194条に定められる(介護予防)福祉用具貸与サービスまたは特定(介護予防)福祉用具販売サービスの提供に当たる者をいいます。

5. 営業日及び営業時間

- (1) 営業日 月曜日～土曜日(祝日を除く)
- (2) 営業時間 午前9時～午後6時

6. 事故発生時の対応

- (1) 利用者に対するサービス提供に伴い事故等が発生した場合は、関係先に連絡するとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 利用者に対するサービス提供に伴い賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償責任を負うとともに、再発防止に努めます。
(東京海上日動火災 賠償責任保険に加入しております。)

7. 情報開示

当事業者はご利用者の皆様のお求めに従って、お客様ご自身に関する情報(ご利用者記録、サービス提供記録、その他)を開示しております。ただし、ご本人あるいは身元引受人でない方(他のご家族様等)からのご請求につきましては、書面にてご本人様のご了解を得てからになります。あらかじめご了承ください。

8. サービスに関する緊急連絡先・相談・苦情等

- (1) 当事業所の窓口
担当者:澤山 洋二
電話番号:0120-15-4165(フリーダイヤル)
受付時間:午前9時～午後6時(月～金曜日)
- (2) 当事業所以外の窓口
名称:埼玉県国民健康保険団体連合会
所在地:〒338-0002 埼玉県さいたま市中央区大字下落合1704(国保会館3F)
電話番号:048-824-2568
受付時間:午前8時30分～午後5時(土・日・祝日を除く)
※上記及び各保険者介護保険窓口

□ (介護予防)福祉用具貸与

1. 指定福祉用具貸与サービス種目

- | | |
|-------------|------------------------|
| (1) 車いす | (8) スロープ |
| (2) 車いす付属品 | (9) 歩行器 |
| (3) 特殊寝台 | (10) 歩行補助杖 |
| (4) 特殊寝台付属品 | (11) 認知症老人徘徊感知器 |
| (5) 床ずれ防止用具 | (12) 移動用リフト(つり具の部分を除く) |
| (6) 体位変換器 | (13) 自動排泄処理装置 |
| (7) 手すり | |

※軽度者の方は(7)、(8)、(9)、(10)のみ、(13)については要介護4以上の方のみ貸与可能。但し、特例の場合はその限りではない。

2. 利用料金

- (1) 利用料金は別紙『ソネット介護保険対応福祉用具貸与サービス料金表』のとおりで、1ヶ月の利用料です。
- (2) 貸与開始月と終了月の利用料金

①開始月	・契約日がその月の15日以前: 1ヶ月分
	・契約日がその月の16日以降: 半月分
②終了月	・解約日がその月の15日以前: 半月分
	・解約日がその月の16日以降: 1ヶ月分
- (3) 介護保険が適用される場合、ご自身でお支払いいただくのは利用者負担金(利用料金の1割、2割または3割)です。
- (4) 一般でのご利用の場合や、介護保険が適用されない期間、または介護保険適用外となつた場合は、利用料金の全額(全額自己負担金)をお支払いいただきます。
- (5) 搬入・搬出に特別な作業が必要な場合は、ご利用者と相談の上、別途費用を請求することがあります。
- (6) 通常の事業実施地域以外の地域で行う指定福祉用具貸与に要した交通費は徴収いたしません。
- (7) 支払い方法
利用者負担金、または全額自己負担金は、開始月の翌月以降、所定の方法でお支払いいただきます。

3. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

電話、FAX、ご来店等でお申し込みください。当事業所の職員が対応いたします。搬入日はご希望に応じておりますのでご相談下さい。納品、ご契約後、サービスの開始となります。居宅サービス計画(ケアプラン)の作成を依頼されている場合は事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの終了

- ①ご利用者の都合により終了する場合は、1週間前までに文書で通知して下さい。搬出日時はご希望に応じておりますのでご相談下さい。但し、やむを得ない事情がある場合はこの限りではありません。
- ②やむを得ない事情により事業者から終了する場合は、1ヶ月前までに文書により通知します。
- ③自動終了
以下の場合は双方の通知がなくても自動的にサービスが終了されます。

- (イ) ご利用者の死亡、または介護保険被保険者資格の喪失
- (ロ) ご利用者の介護保険・医療施設等への入所、または入院
- (ハ) ご利用者の要介護・要支援認定の取り消し
- (ニ) 貸与商品のご利用者による購入
- (ホ) 天災地変、その他不可抗力による貸与商品の滅失、または修理不能の毀損
- ④その他
(イ) 当事業者が義務に違反し、またはサービス利用を継続したい事情がある場合は、上記(2)の①に準じます。
- (ロ) ご利用による支払いの2ヶ月以上の滞納、または相当期間による催告に反する不払い、あるいは、義務に違反し、またはサービス提供を継続しがたい事情がある場合、事業者は通知により終了することができます。
- (3) サービス提供時の事業者の義務
当事業者はサービス提供時の納品の際には、ご利用者、またはご家族等に対し、取扱説明書(または写し)を交付し、使用方法につき利用を伴い説明するとともに、保守及び事故防止対策について説明し、ご利用者、またはご家族の了承を得るものとします。

□ 特定(介護予防)福祉用具販売

1. 指定特定福祉用具販売サービス種目

- | | |
|---------------------|-------------------|
| (1) 腰掛便座 | (4) 簡易浴槽 |
| (2) 自動排泄処理装置の交換可能部品 | (5) 移動用リフトのつり具の部分 |
| (3) 入浴補助用具 | |

2. サービスの利用方法

- (1) サービス提供時の事業者の義務
搬入・搬出日時はご希望に応じておりますのでご相談ください。納品の際には、ご利用者、またはご家族等に対し、使用方法の説明をするとともに、事故防止策について説明し、ご利用者、またはご家族の了承を得るものとします。

年 月 日

(介護予防) 福祉用具貸与サービスまたは特定(介護予防)福祉用具販売サービス提供開始にあたり、ご利用者に対して商品の取扱い、事故防止の説明、取扱説明書の手交、契約書、及び本書面に基づき重要な事項を説明しました。

事 業 者 所 在 地 群馬県前橋市大友町2-6-1
社 名 ソネット株式会社



説 明 者 氏 名

印

私は、商品の取扱い、事故防止の説明、取扱説明書の手交、契約書、及び本書面に基づき重要な事項の説明を受け同意致しました。また、個人情報の取扱いについて同意致しました。

(利 用 者)

住 所 _____

氏 名 _____

印

(代 理 人)

住 所 _____

氏 名 _____

[印] [続柄]

当社は、該当重要説明書に記載された個人情報(氏名、住所、その他)につきましては、連絡のため利用させていただきますが、ご契約いただいた福祉用具貸与・販売サービスの手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。

個人情報の取り扱いに関する同意書

ソネット株式会社 御中

契約者（契約者、代理人等を含む。以下同じ）は、貴社にレンタル契約、販売契約を申し込みするにあたり、貴社が取得する契約者の個人情報が、下記の各条項のとおり取扱われることを理解し、その取扱いについて同意いたします。

第1条 個人情報の利用目的

ソネット株式会社(以下「当社」という。)は、契約者が当社との契約にあたり所定の契約書、申込書及びそれに付随する書類等に記入または申告した契約者の個人情報を、下記の利用目的達成に必要な範囲内で適正に利用いたします。

- (1) 契約者に介護サービスを提供するため
- (2) 介護保険事務処理のため
- (3) 契約者との取引に関する下記事務を行うため
 - ① 入退院・入退所の管理
 - ② 会計・経理
 - ③ サービス及び業務の維持または改善のための資料
 - ④ 事故報告書、その他の連絡のため
- (4) 契約者にサービスを提供する他の事業所との連携（サービス担当者会議等）、照会に対する回答のため
- (5) 契約者ご本人または代理人であることを確認するため
- (6) 取引にかかる判断または管理のため
- (7) 取扱商品についての通知（新商品、価格変更、取扱い廃止等）及びこれに関連・付随する業務のため
- (8) その他、取引を適切かつ円滑に推進するため

第2条 個人情報の提供および預託

契約者から収集した個人情報は、下記の場合を除き第三者への提供及び外部への預託は行いません。

- (1) 各種法令の規定により提出を求められ、またはそれに準ずる公共の利益のため必要がある場合で公共機関等に提供する場合
- (2) 第1条に定める利用目的達成のため必要である場合

第3条 個人情報の開示、訂正、削除

当社は、契約者から個人データの開示、訂正、削除等及び利用、提供の停止等の請求を受付致します。ご請求を希望の場合は第4条に定める連絡先へお申し出下さい。

なお、本手続きにあたっては、契約者ご本人であることを確認させていただきます。また、当該ご請求のうち開示の場合は、当社所定の手数料をご負担いただきます。

第4条 個人情報の管理者及び連絡先

当社における個人情報の管理者及び個人情報の開示、訂正、削除等に関する連絡先を次の通り定めます。

- ・個人情報管理者 取締役社長 持田 陽一
- ・連絡先 ソネット株式会社 レンタル事業部
電話 027-251-4410
住所 群馬県前橋市大友町2-6-1

第5条 個人情報収集の拒否及び不同意

契約にあたり当社が個人情報を収集することを契約者が拒否する場合、及び本同意書に同意されない場合、または契約後において契約者が個人情報の削除・利用の停止等を行った場合は、契約をお断りすることがあります。

□(介護予防)福祉用具貸与 □特定(介護予防)福祉用具販売 重要事項説明書

この重要事項説明書は、利用者が(介護予防)福祉用具貸与サービスまたは特定(介護予防)福祉用具販売サービスを受けるときに、事業者が厚生労働省令第37号第8条に基づき、利用者やその家族に対して説明すべき重要事項を記した書面です。

1. 事業法人の概要

法 人 名	ソネット株式会社
所 在 地	群馬県前橋市大友町2-6-1
代 表 者	樋口 朋幸
設 立 年	昭和51年1月19日
事 業 所 数	福祉用具貸与 8カ所 福祉用具販売 8カ所
資 本 金	2,000万円

2. 事業所の概要

事 業 所 名	ソネット相模原
所 在 地	神奈川県相模原市中央区上溝2370-6
電 話 番 号	042-713-1965
事 業 所 番 号	1472608254
管 理 者 名	志野 英治
サービス提供開始	平成27年8月1日
サービス実施地域	神奈川県全域、東京都全域(島部を除く)

3. 事業の目的と運営方針

(1) 事業の目的

当事業者は、指定(介護予防)福祉用具貸与事業または特定(介護予防)福祉用具販売事業の適正な運営を確保するために、当事業所の福祉用具専門相談員が、要介護(要支援)状態にある高齢者に対し、適正な指定(介護予防)福祉用具貸与サービスまたは特定(介護予防)福祉用具販売サービスを提供することを目的とします。

(2) 運営方針

- ①当事業者は、ご利用者の意思及び人格を尊重して、常にご利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- ②当事業者の福祉用具専門相談員は、ご利用者の心身の状況、希望及びその環境を踏まえた適切な福祉用具選定の援助を行い、福祉用具を貸与または販売することによってご利用者の日常生活の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、ご利用者を介護される方の負担軽減に努めます。
- ③当事業者は、事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村・他の居宅サービス事業者・その他の保険医療サービス及び、福祉サービスを提供する者との連携に努めます。
- ④当事業者は、ご利用者、及びご家族の個人情報に関し、別に定める『個人情報保護方針』に基づき、その保護に万全を期します。

4. 事業所の職員体制<令和5年12月1日現在>

(1) 職種と人数	理 者 1名(常勤兼務、福祉用具専門相談員兼務) 福 用 具 専 門 相 談 員 9名(常勤専従8名、管理者兼務1名)
(2) 職務の内容	①管理者 事業所の職員の管理、業務実施状況の把握、(介護予防)福祉用具サービス契約申込みに係るご利用者との調整、その他一切の管理を一元的に行うとともに、職員に対して基本方針、人員・設備・運営に関する基準を遵守させるために必要な指導等を行う者をいいます。 ②福祉用具専門相談員 厚生労働省令第37号第194条に定められる(介護予防)福祉用具貸与サービスまたは特定(介護予防)福祉用具販売サービスの提供に当たる者をいいます。

5. 営業日及び営業時間

- (1) 営業日 月曜日～土曜日(祝日は営業しない)
- (2) 営業時間 午前9時～午後6時

6. 事故発生時の対応

- (1) 利用者に対するサービス提供に伴い事故等が発生した場合は、関係先に連絡するとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 利用者に対するサービス提供に伴い賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償責任を負うとともに、再発防止に努めます。
(東京海上日動火災 賠償責任保険に加入しております。)

7. 情報開示

当事業者はご利用者の皆様のお求めに従って、お客様ご自身に関する情報(ご利用者記録、サービス提供記録、その他)を開示しております。ただし、ご本人あるいは身元引受人でない方(他のご家族様等)からのご請求につきましては、書面にてご本人様のご了解を得てからになります。あらかじめご了承ください。

8. サービスに関する緊急連絡先・相談・苦情等

- (1) 当事業所の窓口
担当者: 管理者 志野 英治
電話番号: 0120-15-4165(本社フリーダイヤル)
: 042-713-1965(相模原支店)
受付時間: 午前9時～午後6時(月～金曜日)
- (2) 当事業所以外の窓口
名称: 神奈川県国民健康保険団体連合会 介護保険課介護苦情相談係
所在地: 〒220-0003 神奈川県横浜市西区楠木町27-1
電話番号: 045-329-3447 0570-022110(苦情専用)
受付時間: 午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝日・年末年始を除く)
名称: 相模原市 高齢政策課
電話番号: 042-707-7046
受付時間: 午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝日・年末年始を除く)

□ (介護予防)福祉用具貸与

1. 指定福祉用具貸与サービス種目

- | | |
|-------------|------------------------|
| (1) 車いす | (8) スロープ |
| (2) 車いす付属品 | (9) 歩行器 |
| (3) 特殊寝台 | (10) 歩行補助杖 |
| (4) 特殊寝台付属品 | (11) 認知症老人徘徊感知器 |
| (5) 床ずれ防止用具 | (12) 移動用リフト(つり具の部分を除く) |
| (6) 体位変換器 | (13) 自動排泄処理装置 |
| (7) 手すり | |

*軽度の方は(7)、(8)、(9)、(10)のみ、(13)については要介護4以上の方のみ貸与可能。但し、特例の場合はその限りではない。

2. 利用料金

- (1) 利用料金は別紙『ソネット介護保険対応福祉用具貸与サービス料金表』のとおりで、1ヶ月の利用料です。
- (2) 貸与開始月と終了月の利用料金
①開始月 ・契約日がその月の15日以前: 1ヶ月分
・契約日がその月の16日以降: 半月分
②終了月 ・解約日がその月の15日以前: 半月分
・解約日がその月の16日以降: 1ヶ月分
- (3) 介護保険が適用される場合、ご自身でお支払いいただくのは利用者負担金(利用料金の1割、2割または3割)です。
- (4) 一般でのご利用の場合や、介護保険が適用されない期間、または介護保険適用外となつた場合は、利用料金の全額(全額自己負担金)をお支払いいただきます。
- (5) 搬入・搬出に特別な作業が必要な場合は、ご利用者と相談の上、別途費用を請求することがあります。
- (6) 支払い方法
利用者負担金、または全額自己負担金は、開始月の翌月以降、所定の方法でお支払いいただきます。

3. サービスの利用方法

- (1) サービスの利用開始
電話、FAX、ご来店等でお申し込みください。当事業所の職員が対応いたします。搬入日はご希望に応じてありますのでご相談下さい。納品、ご契約後、サービスの開始となります。居宅サービス計画(ケアプラン)の作成を依頼されている場合は事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの終了

- ①ご利用者の都合により終了する場合は、1週間前までに文書で通知して下さい。搬出日時はご希望に応じておりますのでご相談下さい。但し、やむを得ない事情がある場合はこの限りではありません。
- ②やむを得ない事情により事業者から終了する場合は、1ヶ月前までに文書により通知します。
- ③自動終了
以下の場合は双方の通知がなくても自動的にサービスが終了されます。

- ④ご利用者の死亡、または介護保険被保険者資格の喪失
- ⑤ご利用者の介護保険・医療施設等への入所、または入院
- ⑥ご利用者の要介護・要支援認定の取り消し
- ⑦貸与商品のご利用者による購入
- ⑧天災地変、その他不可抗力による貸与商品の滅失、または修理不能の毀損
- ⑨その他
①当事業者が義務に違反し、またはサービス利用を継続したい事情がある場合は、上記②の①に準じます。
- ②ご利用による支払いの2ヶ月以上の滞納、または相当期間による催告に反する不払い、あるいは、義務に違反し、またはサービス提供を継続しがたい事情がある場合、事業者は通知により終了することができます。
- ③サービス提供時の事業者の義務
当事業者はサービス提供時の納品の際には、ご利用者、またはご家族等に対し、取扱説明書(または写し)を交付し、使用方法につき利用を伴い説明するとともに、保守及び事故防止対策について説明し、ご利用者、またはご家族の了承を得るものとします。

□ 特定(介護予防)福祉用具販売

1. 指定特定福祉用具販売サービス種目

- | | |
|---------------------|-------------------|
| (1) 腰掛便座 | (4) 簡易浴槽 |
| (2) 自動排泄処理装置の交換可能部品 | (5) 移動用リフトのつり具の部分 |
| (3) 入浴補助用具 | (6) 排泄予測支援機器 |

2. サービスの利用方法

- (1) サービス提供時の事業者の義務
搬入・搬出日時はご希望に応じておりますのでご相談ください。納品の際には、ご利用者、またはご家族等に対し、使用方法の説明をするとともに、事故防止策について説明し、ご利用者、またはご家族の了承を得るものとします。

年 月 日

(介護予防) 福祉用具貸与サービスまたは特定(介護予防)福祉用具販売サービス提供開始にあたり、ご利用者に対して商品の取扱い、事故防止の説明、取扱説明書の手交、契約書、及び本書面に基づき重要な事項を説明しました。

事 業 者 所 在 地 群馬県前橋市大友町2-6-1
社 名 ソネット株式会社



説 明 者 氏 名

印

私は、商品の取扱い、事故防止の説明、取扱説明書の手交、契約書、及び本書面に基づき(介護予防)福祉用具貸与サービスまたは特定(介護予防)福祉用具販売サービスについて、重要な事項の説明を受け同意し、交付を受けました。また、私および家族は、個人情報の取り扱いについて、裏面の通り同意いたします。

(利 用 者)

住 所 _____

氏 名 _____

印

(家族代表)/(代理人)

住 所 _____

氏 名 _____

印 [続柄]

当社は、該当重要説明書に記載された個人情報(氏名、住所、その他)につきましては、連絡のため利用させていただかほか、ご契約いただいた福祉用具貸与・販売サービスの手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。

個人情報の取り扱いに関する同意書

ソネット株式会社 御中

契約者（契約者、代理人等を含む。以下同じ）は、貴社にレンタル契約、販売契約を申し込みするにあたり、貴社が取得する契約者及びその家族の個人情報が、下記の各条項のとおり取扱われることを理解し、その取扱いについて同意いたします。

第1条 個人情報の利用目的

ソネット株式会社(以下「当社」という。)は、契約者が当社との契約にあたり所定の契約書、申込書及びそれに付随する書類等に記入または申告した契約者及びその家族の個人情報を、下記の利用目的達成に必要な範囲内で適正に利用いたします。

- (1) 契約者に介護サービスを提供するため
- (2) 介護保険事務処理のため
- (3) 契約者との取引に関する下記事務を行うため
 - ① 入退院・入退所の管理
 - ② 会計・経理
 - ③ サービス及び業務の維持または改善のための資料
 - ④ 事故報告書、その他の連絡のため
- (4) 契約者にサービスを提供する他の事業所との連携（サービス担当者会議等）、照会に対する回答のため
- (5) 契約者ご本人または代理人であることを確認するため
- (6) 取引にかかる判断または管理のため
- (7) 取扱商品についての通知（新商品、価格変更、取扱い廃止等）及びこれに関連・付随する業務のため
- (8) その他、取引を適切かつ円滑に推進するため

第2条 個人情報の提供および預託

契約者から収集した個人情報は、下記の場合を除き第三者への提供及び外部への預託は行いません。

- (1) 各種法令の規定により提出を求められ、またはそれに準ずる公共の利益のため必要がある場合で公共機関等に提供する場合
- (2) 第1条に定める利用目的達成のため必要である場合

第3条 個人情報の開示、訂正、削除

当社は、契約者から個人データの開示、訂正、削除等及び利用、提供の停止等の請求を受付致します。ご請求を希望の場合は第4条に定める連絡先へお申し出下さい。

なお、本手続きにあたっては、契約者ご本人であることを確認させていただきます。また、当該ご請求のうち開示の場合は、当社所定の手数料をご負担いただきます。

第4条 個人情報の管理者及び連絡先

当社における個人情報の管理者及び個人情報の開示、訂正、削除等に関する連絡先を次の通り定めます。

- ・個人情報管理者 取締役社長 持田 陽一
- ・連絡先 ソネット株式会社 レンタル事業部
電話 027-251-4410
住所 群馬県前橋市大友町2-6-1

第5条 個人情報収集の拒否及び不同意

契約にあたり当社が個人情報を収集することを契約者が拒否する場合、及び本同意書に同意されない場合、または契約後において契約者が個人情報の削除・利用の停止等を行った場合は、契約をお断りすることがあります。

〔介護予防〕福祉用具貸与 特定〔介護予防〕福祉用具販売 重要事項説明書

この重要事項説明書は、利用者が〔介護予防〕福祉用具貸与サービスまたは特定〔介護予防〕福祉用具販売サービスを受けるときに、事業者が厚生省令第37号第8条に基づき、利用者やその家族に対して説明すべき重要事項を記した書面です。

1. 事業法人の概要

法 人 名	ソネット株式会社
所 在 地	群馬県前橋市大友町2-6-1
代 表 者	樋口 朋幸
設 立 年	昭和51年1月19日
事 業 所 数	福祉用具貸与 8カ所 福祉用具販売 8カ所
資 本 金	2,000万円

2. 事業所の概要

事 業 所 名	ソネット水戸
所 在 地	茨城県水戸市白梅4-1-35
電 話 番 号	029-302-4165
事 業 所 番 号	0870106119
管 理 者 名	兼子 貴之
サ ー ビ ス 提 供 開 始	平成30年1月1日
サ ー ビ ス 実 施 地 域	茨城県全域

3. 事業の目的と運営方針

(1) 事業の目的

当事業者は、指定〔介護予防〕福祉用具貸与事業または特定〔介護予防〕福祉用具販売事業の適正な運営を確保するために、当事業所の福祉用具専門相談員が、要介護(要支援)状態にある高齢者に対し、適正な指定〔介護予防〕福祉用具貸与サービスまたは特定〔介護予防〕福祉用具販売サービスを提供することを目的とします。

(2) 運営方針

- ①当事業者は、ご利用者の意思及び人格を尊重して、常にご利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- ②当事業者の福祉用具専門相談員は、ご利用者の心身の状況、希望及びその環境を踏まえた適切な福祉用具選定の援助を行い、福祉用具を貸与または販売することによってご利用者の日常生活の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、ご利用者を介護される方の負担軽減に努めます。
- ③当事業者は、事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村・他の居宅サービス事業者・その他の保険医療サービス及び、福祉サービスを提供する者との連携に努めます。
- ④当事業者は、ご利用者、及びご家族の個人情報に関し、別に定める『個人情報保護方針』に基づき、その保護に万全を期します。

4. 事業所の職員体制<令和5年3月1日現在>

- (1) 職種と人数
 - ①管 理 者 1名(常勤職員)
 - ②福 サ ー ビ ス 専 門 相 談 員 福祉用具専門相談員講習会修了者 3名以上

(2) 職務の内容

- ①管理者
事業所の職員の管理、業務実施状況の把握、〔介護予防〕福祉用具サービス契約申込みに係るご利用者との調整、その他一切の管理を一元的に行うとともに、職員に対して基本方針、人員・設備・運営に関する基準を遵守させるために必要な指導等を行う者をいいます。
- ②福祉用具専門相談員
厚生省令第37号第194条に定められる〔介護予防〕福祉用具貸与サービスまたは特定〔介護予防〕福祉用具販売サービスの提供に当たる者をいいます。

5. 営業日及び営業時間

- (1) 営 業 日 月曜日～土曜日(祝日は営業しない)
- (2) 営業時間 午前9時～午後6時

6. 事故発生時の対応

- (1) 利用者に対するサービス提供に伴い事故等が発生した場合は、関係先に連絡するとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 利用者に対するサービス提供に伴い賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償責任を負うとともに、再発防止に努めます。
(東京海上日動火災 賠償責任保険に加入しております。)

7. 情報開示

当事業者はご利用者の皆様のお求めに従って、お客様ご自身に関する情報(ご利用者記録、サービス提供記録、その他)を開示しております。ただし、ご本人あるいは身元引受けでない方(他のご家族様等)からのご請求につきましては、書面にてご本人様のご了解を得てからになります。あらかじめご了承ください。

8. サービスに関する緊急連絡先・相談・苦情等

(1) 苦情処理の手順

- ①苦情受付後、直ちに管理者が連絡を取り直接伺うなどし、詳細な聞き取りを行います。また、事業所の担当者からも聞き取りを行います。
- ②管理者は聞き取り調査の内容を元に、翌日までに具体的な対応策を利用者様等に報告します。
- ③解決困難な場合には、保険者や国民健康保険団体連合会に報告・相談し連携を図ります。
- ④苦情処理受付簿に記録します。

(2) 当事業所の窓口

担当者：管理者 兼子 貴之
電話番号：0120-15-4165(本社フリーダイヤル)・029-302-4165(水戸支店)
受付時間：午前9時～午後6時(月～金曜日)

(3) 当事業所以外の窓口

名称：茨城県国民健康保険団体連合会 介護保険課介護保険苦情相談室
所在地：〒310-0852 茨城県水戸市笠原町978-26茨城県市町村会館内
電話番号：029-301-1565
受付時間：午前8時30分～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)
名称：水戸市福祉部介護保険課
電話番号：029-232-9177
受付時間：午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝日・年末年始を除く)

9. 第三者による評価の実施状況 □あり ■なし

10. 虐待の防止のための措置に関する事項

当事業者は、虐待の発生及び再発を防止するため、下記に掲げる措置を講じます。

- (1)虐待の防止に係る対策を検討するため委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に十分に周知します。
- (2)虐待の防止の為ための指針を整備します。
- (3)従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施します。
- (4)前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。
- (5)第1号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。

□ (介護予防) 福祉用具貸与

1. 指定福祉用具貸与サービス種目

- | | | | |
|-------------|------------|------------------------|-------------------|
| (1) 車いす | (6) 体位変換器 | (11) 認知症老人徘徊感知器 | (4) 簡易浴槽 |
| (2) 車いす付属品 | (7) 手すり | (12) 移動用リフト(つり具の部分を除く) | (5) 移動用リフトのつり具の部分 |
| (3) 特殊寝台 | (8) スロープ | (13) 自動排泄処理装置 | (6) 排泄予測支援機器 |
| (4) 特殊寝台付属品 | (9) 歩行器 | | |
| (5) 床ずれ防止用具 | (10) 歩行補助杖 | | |

*軽度者の方は(7)、(8)、(9)、(10)のみ、(13)については要介護4以上の方のみ貸与可能。但し、特例の場合はその限りではない。

2. 利用料金

- (1) 利用料金は別紙『ソネット介護保険対応福祉用具貸与サービス料金表』のとおりで、1ヶ月の利用料です。
- (2) 貸与開始月と終了月の利用料金
 - ①開始月 ・契約日がその月の15日以前：1ヶ月分
・契約日がその月の16日以降：半月分
 - ②終了月 ・解約日がその月の15日以前：半月分
・解約日がその月の16日以降：1ヶ月分
- (3) 介護保険が適用される場合、ご自身でお支払いいただくのは利用者負担金(利用料金の1割、2割または3割)です。
- (4) 一般でのご利用の場合や、介護保険が適用されない期間、または介護保険適用外となった場合は、利用料金の全額(全額自己負担金)をお支払いいただきます。
- (5) 搬入・搬出に特別な作業が必要な場合は、ご利用者と相談の上、別途費用を請求することがあります。
- (6) 支払い方法
利用者負担金、または全額自己負担金は、開始月の翌月以降、所定の方法でお支払いいただきます。

3. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

電話、FAX、ご来店等でお申し込みください。当事業所の職員が対応いたします。搬入日はご希望に応じておりますのでご相談下さい。納品、ご契約後、サービスの開始となります。居宅サービス計画(ケアプラン)の作成を依頼されている場合は事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの終了

- ①ご利用者の都合により終了する場合は、1週間前までに文書で通知して下さい。搬出日時はご希望に応じておりますのでご相談下さい。但し、やむを得ない事情がある場合はこの限りではありません。
- ②やむを得ない事情により事業者から終了する場合は、1ヶ月前までに文書により通知します。
- ③自動終了

以下の場合は双方の通知がなくても自動的にサービスが終了されます。

- (1) ご利用者の死亡、または介護保険被保険者資格の喪失
- (2) ご利用者の介護保険・医療施設等への入所、または入院
- (3) ご利用者の要介護・要支援認定の取り消し
- (4) 貸与商品のご利用者による購入
- (5) 天災地変、その他不可抗力による貸与商品の滅失、または修理不能の毀損
- ④その他
 - (1) 当事業者が義務に違反し、またはサービス利用を継続したい事情がある場合は、上記(2)の①に準じます。
 - (2) ご利用者による支払いの2ヶ月以上の滞納、または相当期間による催告に反する不払い、あるいは、義務に違反し、またはサービス提供を継続しがたい事情がある場合、事業者は通知により終了することができます。

(3) サービス提供時の事業者の義務

当事業者はサービス提供時の納品の際には、ご利用者、またはご家族等に対し、取扱説明書(または写し)を交付し、使用方法につき利用を伴い説明するとともに、保守及び事故防止対策について説明し、ご利用者、またはご家族の了承を得るものとします。

□ 特定〔介護予防〕福祉用具販売

1. 指定特定福祉用具販売サービス種目

- | | |
|---------------------|-------------------|
| (1) 腰掛便座 | (4) 簡易浴槽 |
| (2) 自動排泄処理装置の交換可能部品 | (5) 移動用リフトのつり具の部分 |
| (3) 入浴補助用具 | (6) 排泄予測支援機器 |

2. サービスの利用方法

- (1) サービス提供時の事業者の義務
搬入・搬出日時はご希望に応じておりますのでご相談ください。納品の際には、ご利用者、またはご家族等に対し、使用方法の説明をするとともに、事故防止策について説明し、ご利用者、またはご家族の了承を得るものとします。

年 月 日

(介護予防) 福祉用具貸与サービスまたは特定〔介護予防〕福祉用具販売サービス提供開始にあたり、ご利用者に対して商品の取扱い、事故防止の説明、取扱説明書の手交、契約書、及び本書面に基づき重要な事項を説明しました。

事 業 者 所 在 地 群馬県前橋市大友町2-6-1
社 名 ソネット株式会社



説 明 者 氏 名

印

私は、商品の取扱い、事故防止の説明、取扱説明書の手交、契約書、及び本書面に基づき重要な事項の説明を受け同意し、交付を受けました。また、私および家族は、個人情報の取扱いについて裏面の通り同意致します。

(利 用 者)

住 所

印

氏 名

印

(代 理 人)

住 所

印

氏 名

印 [統柄]

当社は、該当重要説明書に記載された個人情報(氏名、住所、その他)につきましては、連絡のため利用させていただくほか、ご契約いただいた福祉用具貸与・販売サービスの手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。

個人情報の取り扱いに関する同意書

ソネット株式会社 御中

契約者（契約者、代理人等を含む。以下同じ）は、貴社にレンタル契約、販売契約を申し込みするにあたり、貴社が取得する契約者の個人情報が、下記の各条項のとおり取扱われることを理解し、その取扱いについて同意いたします。

第1条 個人情報の利用目的

ソネット株式会社(以下「当社」という。)は、契約者が当社との契約にあたり所定の契約書、申込書及びそれに付随する書類等に記入または申告した契約者の個人情報を、下記の利用目的達成に必要な範囲内で適正に利用いたします。

- (1) 契約者に介護サービスを提供するため
- (2) 介護保険事務処理のため
- (3) 契約者との取引に関する下記事務を行うため
 - ① 入退院・入退所の管理
 - ② 会計・経理
 - ③ サービス及び業務の維持または改善のための資料
 - ④ 事故報告書、その他の連絡のため
- (4) 契約者にサービスを提供する他の事業所との連携（サービス担当者会議等）、照会に対する回答のため
- (5) 契約者ご本人または代理人であることを確認するため
- (6) 取引にかかる判断または管理のため
- (7) 取扱商品についての通知（新商品、価格変更、取扱い廃止等）及びこれに関連・付随する業務のため
- (8) その他、取引を適切かつ円滑に推進するため

第2条 個人情報の提供および預託

契約者から収集した個人情報は、下記の場合を除き第三者への提供及び外部への預託は行いません。

- (1) 各種法令の規定により提出を求められ、またはそれに準ずる公共の利益のため必要がある場合で公共機関等に提供する場合
- (2) 第1条に定める利用目的達成のため必要である場合

第3条 個人情報の開示、訂正、削除

当社は、契約者から個人データの開示、訂正、削除等及び利用、提供の停止等の請求を受付致します。ご請求を希望の場合は第4条に定める連絡先へお申し出下さい。

なお、本手続きにあたっては、契約者ご本人であることを確認させていただきます。また、当該ご請求のうち開示の場合は、当社所定の手数料をご負担いただきます。

第4条 個人情報の管理者及び連絡先

当社における個人情報の管理者及び個人情報の開示、訂正、削除等に関する連絡先を次の通り定めます。

- ・個人情報管理者 取締役社長 持田 陽一
- ・連絡先 ソネット株式会社 レンタル事業部
電話 027-251-4410
住所 群馬県前橋市大友町2-6-1

第5条 個人情報収集の拒否及び不同意

契約にあたり当社が個人情報を収集することを契約者が拒否する場合、及び本同意書に同意されない場合、または契約後において契約者が個人情報の削除・利用の停止等を行った場合は、契約をお断りすることがあります。

□(介護予防)福祉用具貸与 □特定(介護予防)福祉用具販売 重要事項説明書

この重要事項説明書は、利用者が(介護予防)福祉用具貸与サービスまたは特定(介護予防)福祉用具販売サービスを受けるときに、事業者が厚生労働省令第37号第8条に基づき、利用者やその家族に対して説明すべき重要事項を記した書面です。

1. 事業法人の概要

法 人 名 ソネット株式会社
所 在 地 群馬県前橋市大友町2-6-1
代 表 者 樋口 朋幸
設 立 昭和51年1月19日
事 業 所 数 福祉用具貸与 8ヵ所
資 本 金 福祉用具販売 8ヵ所
2,000万円

2. 事業所の概要

事 業 所 名 ソネット千葉
所 在 地 千葉県松戸市岩瀬167-4
電 話 番 号 047-710-5165
事 業 所 番 号 1271208314
管 理 者 名 小堀 透
サ ー ビ ス 提 供 開 始 平成30年10月1日
サ ー ビ ス 実 施 地 域 千葉県全域

3. 事業の目的と運営方針

(1) 事業の目的

当事業者は、指定(介護予防)福祉用具貸与事業または特定(介護予防)福祉用具販売事業の適正な運営を確保するために、当事業所の福祉用具専門相談員が、要介護(要支援)状態にある高齢者に対し、適正な指定(介護予防)福祉用具貸与サービスまたは特定(介護予防)福祉用具販売サービスを提供することを目的とします。

(2) 運営方針

- ①当事業者は、ご利用者の意思及び人格を尊重して、常にご利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- ②当事業者の福祉用具専門相談員は、ご利用者の心身の状況、希望及びその環境を踏まえた適切な福祉用具選定の援助を行い、福祉用具を貸与または販売することによってご利用者の日常生活の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、ご利用者を介護される方の負担軽減に努めます。
- ③当事業者は、事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村・他の居宅サービス事業者・その他の保険医療サービス及び、福祉サービスを提供する者との連携に努めます。
- ④当事業者は、ご利用者、及びご家族の個人情報に関し、別に定める『個人情報保護方針』に基づき、その保護に万全を期します。

4. 事業所の職員体制<令和5年5月1日現在>

(1) 職種と人数

①管 理 者 1名(常勤兼務、福祉用具専門相談員兼務)
②福 祉 用 具 専 門 相 談 員 3名以上(常勤専従2名以上、常勤兼務1名)

(2) 職務の内容

- ①管理者
事業所の職員の管理、業務実施状況の把握、(介護予防)福祉用具サービス契約申込みに係るご利用者との調整、その他一切の管理を一元的に行うとともに、職員に対して基本方針、人員・設備・運営に関する基準を遵守させるために必要な指導等を行う者をいいます。
- ②福祉用具専門相談員
厚生労働省令第37号第194条に定められる(介護予防)福祉用具貸与サービスまたは特定(介護予防)福祉用具販売サービスの提供に当たる者をいいます。

5. 営業日及び営業時間

- (1) 営業日 月曜日～土曜日(祝日は営業しない)
- (2) 営業時間 午前9時～午後6時

6. 事故発生時の対応

- (1) 利用者に対するサービス提供に伴い事故等が発生した場合は、関係先に連絡するとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 利用者に対するサービス提供に伴い賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償責任を負うとともに、再発防止に努めます。
(東京海上日動火災 賠償責任保険に加入しております。)

7. 情報開示

当事業者はご利用者の皆様のお求めに従って、お客様ご自身に関する情報(ご利用者記録、サービス提供記録、その他)を開示しております。ただし、ご本人あるいは身元引受人でない方(他のご家族様等)からのご請求につきましては、書面にてご本人様のご了解を得てからになります。あらかじめご了承ください。

8. サービスに関する緊急連絡先・相談・苦情等

(1) 当事業所の窓口

担当者：管理者 小堀 透
電話番号：0120-15-4165(本社フリーダイヤル)
047-710-5165(千葉支店)

受付時間：午前9時～午後6時(月～金曜日)

(2) 当事業所以外の窓口

名称：千葉県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情処理係
所在地：〒263-8566 千葉県千葉市稻毛区天台6-4-3
電話番号：043-254-7428
受付時間：午前8時30分～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)
※上記及び各保険者介護保険窓口

9. 虐待の防止のための措置に関する事項

当事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じます。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を開催します。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備します。
- (3) 虐待の防止のための従業者に対する研修を実施します。
- (4) 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を置きます。

当事業者は、指定福祉用具貸与等または指定特定福祉用具販売等の提供中に従業者又は養護者(利用者様の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者様を発見した場合は、速やかに市町村へ通報するものとします。

□ (介護予防)福祉用具貸与

1. 指定福祉用具貸与サービス種目

- | | |
|-------------|------------------------|
| (1) 車いす | (8) スロープ |
| (2) 車いす付属品 | (9) 歩行器 |
| (3) 特殊寝台 | (10) 歩行補助杖 |
| (4) 特殊寝台付属品 | (11) 認知症老人徘徊感知器 |
| (5) 床ずれ防止用具 | (12) 移動用リフト(つり具の部分を除く) |
| (6) 体位変換器 | (13) 自動排泄処理装置 |
| (7) 手すり | |

※軽度の方は(7)、(8)、(9)、(10)のみ、(13)については要介護4以上の方のみ貸与可能。但し、特例の場合はその限りではない。

2. 利用料金

(1) 利用料金は別紙『ソネット介護保険対応福祉用具貸与サービス料金表』のとおりで、1ヶ月の利用料です。

(2) 貸与開始月と終了月の利用料金

①開始月 ・契約日がその月の15日以前：1ヶ月分

・契約日がその月の16日以降：半月分

②終了月 ・解約日がその月の15日以前：半月分

・解約日がその月の16日以降：1ヶ月分

(3) 介護保険が適用される場合、ご自身でお支払いいただくのは利用者負担金(利用料金の1割、2割または3割)です。

(4) 一般でのご利用の場合や、介護保険が適用されない期間、または介護保険適用外となつた場合は、利用料金の全額(全額自己負担金)をお支払いいただきます。

(5) 搬入・搬出に特別な作業が必要な場合は、ご利用者と相談の上、別途費用を請求することがあります。

(6) 支払い方法

利用者負担金、または全額自己負担金は、開始月の翌月以降、所定の方法でお支払いいただきます。

3. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

電話、FAX、ご来店等でお申し込みください。当事業所の職員が対応いたします。搬入日はご希望に応じてありますのでご相談下さい。納品、ご契約後、サービスの開始となります。居宅サービス計画(ケアプラン)の作成を依頼されている場合は事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの終了

①ご利用者の都合により終了する場合は、1週間前までに文書で通知して下さい。搬出日時はご希望に応じておりますのでご相談下さい。但し、やむを得ない事情がある場合はこの限りではありません。

②やむを得ない事情により事業者から終了する場合は、1ヶ月前までに文書により通知します。

(3) 自動終了

以下の場合は双方の通知がなくても自動的にサービスが終了されます。

①ご利用者の死亡、または介護保険被保険者資格の喪失

②ご利用者の介護保険・医療施設等への入所、または入院

③ご利用者の要介護・要支援認定の取り消し

④貸与商品のご利用者による購入

⑤天災地変、その他不可抗力による貸与商品の滅失、または修理不能の毀損

④その他

①当事業者が義務に違反し、またはサービス利用を継続したい事情がある場合は、上記(2)の①に準じます。

②ご利用による支払いの2ヶ月以上の滞納、または相当期間による催告に反する不払い、あるいは、義務に違反し、またはサービス提供を継続しがたい事情がある場合、事業者は通知により終了することができます。

□ 特定(介護予防)福祉用具販売

1. 指定特定福祉用具販売サービス種目

- | | |
|---------------------|-------------------|
| (1) 腰掛便座 | (4) 簡易浴槽 |
| (2) 自動排泄処理装置の交換可能部品 | (5) 移動用リフトのつり具の部分 |
| (3) 入浴補助用具 | (6) 排泄予測支援機器 |

2. サービスの利用方法

(1) サービス提供時の事業者の義務

搬入・搬出日時はご希望に応じておりますのでご相談ください。納品の際には、ご利用者、またはご家族等に対し、使用方法の説明をするとともに、事故防止策について説明し、ご利用者、またはご家族の了承を得るものとします。

年 月 日

(介護予防) 福祉用具貸与サービスまたは特定(介護予防) 福祉用具販売サービス提供開始にあたり、ご利用者に対して商品の取扱い、事故防止の説明、取扱説明書の手交、契約書、及び本書面に基づき重要な事項を説明しました。

事 業 者 所 在 地 群馬県前橋市大友町2-6-1
社 名 ソネット株式会社

説 明 者 氏 名

印

私は、商品の取扱い、事故防止の説明、取扱説明書の手交、契約書、及び本書面に基づき重要な事項の説明を受け同意し、交付を受けました。また、我が家は、個人情報の取扱いについて同意致します。

(利 用 者)

住 所 _____

氏 名 _____

印

(代 理 人)

住 所 _____

氏 名 _____

印 [続柄]

当社は、該当重要説明書に記載された個人情報(氏名、住所、その他)につきましては、連絡のため利用させていただくほか、ご契約いただいた福祉用具貸与・販売サービスの手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。

個人情報の取り扱いに関する同意書

ソネット株式会社 御中

契約者（契約者、代理人等を含む。以下同じ）は、貴社にレンタル契約、販売契約を申し込みするにあたり、貴社が取得する契約者の個人情報が、下記の各条項のとおり取扱われることを理解し、その取扱いについて同意いたします。

第1条 個人情報の利用目的

ソネット株式会社(以下「当社」という。)は、契約者が当社との契約にあたり所定の契約書、申込書及びそれに付随する書類等に記入または申告した契約者の個人情報を、下記の利用目的達成に必要な範囲内で適正に利用いたします。

- (1) 契約者に介護サービスを提供するため
- (2) 介護保険事務処理のため
- (3) 契約者との取引に関する下記事務を行うため
 - ① 入退院・入退所の管理
 - ② 会計・経理
 - ③ サービス及び業務の維持または改善のための資料
 - ④ 事故報告書、その他の連絡のため
- (4) 契約者にサービスを提供する他の事業所との連携（サービス担当者会議等）、照会に対する回答のため
- (5) 契約者ご本人または代理人であることを確認するため
- (6) 取引にかかる判断または管理のため
- (7) 取扱商品についての通知（新商品、価格変更、取扱い廃止等）及びこれに関連・付随する業務のため
- (8) その他、取引を適切かつ円滑に推進するため

第2条 個人情報の提供および預託

契約者から収集した個人情報は、下記の場合を除き第三者への提供及び外部への預託は行いません。

- (1) 各種法令の規定により提出を求められ、またはそれに準ずる公共の利益のため必要がある場合で公共機関等に提供する場合
- (2) 第1条に定める利用目的達成のため必要である場合

第3条 個人情報の開示、訂正、削除

当社は、契約者から個人データの開示、訂正、削除等及び利用、提供の停止等の請求を受付致します。ご請求を希望の場合は第4条に定める連絡先へお申し出下さい。

なお、本手続きにあたっては、契約者ご本人であることを確認させていただきます。また、当該ご請求のうち開示の場合は、当社所定の手数料をご負担いただきます。

第4条 個人情報の管理者及び連絡先

当社における個人情報の管理者及び個人情報の開示、訂正、削除等に関する連絡先を次の通り定めます。

- ・個人情報管理者 取締役社長 持田 陽一
- ・連絡先 ソネット株式会社 レンタル事業部
電話 027-251-4410
住所 群馬県前橋市大友町2-6-1

第5条 個人情報収集の拒否及び不同意

契約にあたり当社が個人情報を収集することを契約者が拒否する場合、及び本同意書に同意されない場合、または契約後において契約者が個人情報の削除・利用の停止等を行った場合は、契約をお断りすることがあります。